第297回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

- 1. 開催年月日 令和5年12月5日(火) 14:00~15:30
- 2. 通知年月日 令和5年11月24日(金)
- 3. 公示年月日 令和5年11月28日(木)
- 4. 開催場所長崎市尾上町3番1号

県庁 3階 321会議室

5. 出 席 者(委 員)吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、村田委員、 岡部委員、菊地委員、松尾委員、小林委員、中澤委員、 浅川委員、岡村委員、五島委員、松下委員

> (事務局)古原事務局長、村瀬事務局次長、丸田課長補佐、 吉川係長、原書記、本多書記

(長崎県)漁業振興課 松尾企画監

漁業調整班 本田参事、藤田主任主事、円口技師資源管理班 宮原課長補佐、伊藤技師 漁港漁場課 漁場·環境計画班 山下係長

6. 議 題

第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」

第2号議案 「漁業許可に係る条件の付加について(諮問)」

第3号議案 「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」

第4号議案 「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定に ついて(諮問)」

第5号議案 「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」 その他

- (1) 令和5管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量の追加配分について
- (2)令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の追加 配分について
- (3)「長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との協定に基づく協議会」の令和6年日程について

7. 議事

(開 会)

事務局

定刻となりましたので、ただ今より第297回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。

まず、初めに吉谷会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

(会長挨拶)

会 長

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局より 報告願います。

事務局

本日は、山外委員が欠席されております。定員15名中14名が出席となっており、出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条第1項の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、10月1日付けの県の人事異動により、漁業振興課漁業調整班から本多主任技師が当海区書記として着任しておりますのでご紹介いたします。

(本多主任技師、挨拶)

それから、本日は議案説明のため、漁業振興課松尾企画監、漁業調整班、本田参事、藤田主任主事、円口技師、資源管理班の宮原課長補佐、伊藤技師が、漁港漁場課漁場・環境計画班から山下係長が出席しておりますことをご報告します。

会 長

これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。本日の議事録署名人は、「岡部委員」と「吉本委員」にお願いします。

会 長

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

〇 第1号議案

「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」、

〇 第2号議案

「漁業許可に係る条件の付加について(諮問)」

〇 第3号議案

「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」

〇 第4号議案

「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」

〇 第5号議案

「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」

- 〇 その他
- (1)令和5管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量の追加配分 について
- (2) 令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の追加配分について
- (3)「長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との協定に基づく協議会」の令和R6年日程についてとなっております。

それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

先ず第1号議案でございます。4ページからお願いいたします。

開けていただきまして5ページに諮問文が参っておりますので読み上げさせていただきます。

(諮問文朗読)

資料につきましては、関係資料6ページ以降になります。担当者より説明

をいたします。

漁業振興課

次の新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について説明

- えびげんじき網漁業(有明海域)
- 小型いかつり漁業

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

小林委員

えびげんじき網漁業とは初めて聞いたのですがどういう漁業なのか説明をお願いします。

吉本委員

私から説明します。今回挙がっている新規の許可申請3件になりますが、この3件ともうちの島原漁協所属の組合員からの申請となります。「えびげんじき網」というのは梅雨ごろから秋、今も実際操業されてる方がいますけど、潮で網を流す、棚を吊ってあるような網を流してクルマエビを捕ります。今回3名の方、一人は25歳の若い組合員で、今年船を持って県の担い手確保事業を市町村と一緒にやっている研修期間中の方、もう一人は61歳の方、もう一人は70歳で兄弟で行かれていたがお兄さんが今年病気で亡くなり、自分の許可が無いため承継相続という形ではなく、新規で許可申請となっています。

実は今年度非常にクルマエビ漁がとても良く、かつてない程です。一晩のうちに100kg、捕れる方は200kg ぐらい捕ってくる方がいます。私も今まで漁業をしてますけど初めてで、是非取得させたいと考えています。小潮のときは休みが多いですけど大潮の時は干潮時から満潮時にかけて漁をするといった漁法です。

松下委員

私も教科書でしか見たことない漁法ですが、実際今許可はどれぐらいあるのですか。

吉本委員

南共79号共同漁業権の漁業権者会の中で、許可を受けようとする新規の方については協議を行なっていて、今許可を取得している漁協は布津町、深江町、島原、有明町、諫早湾の国見支所の5つで、許可数としては91か92その辺の数字だったと思います。まだ上限まで余裕はあるかと思いますが、その範囲内でおさまっています。ちなみに私の所属する島原漁協で取得しているえびげんじき網の許可数については組合員が140数名中、40数名が許可を持っているという状況です。

松下委員

ありがとうございます。

漁業振興課

補足して説明します。えびげんじき網漁業の有明海域の許可数の上限は92ですが、廃業とかもあっていますので今現在80隻に許可しております。

会 長

他にありませんか。他にご意見がないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員

(特になし)

会 長

ご異議も無いようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」について、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

続きまして、第2号議案「漁業許可に係る条件の付加について(諮問)」 を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、お手元の9ページからが第2号議案でございます。 県から諮問文が参っておりますので諮問文を読み上げます。10ページをお 開きください。

(第2号議案諮問文朗読)

11ページから関連する資料を添付しておりますので県の担当者から、第2号議案の説明をお願いします。

漁業振興

課

次の漁業許可に係る条件の付加について説明。

- 〇一重さし・三重さし網漁業(新三重地区)
- 〇一重さし・三重さし網漁業(西彼外海海区)
- 〇三重さし網漁業(西彼外海海区)

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

ご質問等ございませんか。

全委員

(意見等なし)

会 長

ご意見等もないようですので、第2号議案「漁業許可に係る条件の付加について(諮問)」については、諮問原案どおり条件を付加して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議も無いようですので、第2号議案「漁業許可に係る条件の付加について(諮問)」については、諮問原案どおり条件を付加して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会 長

続きまして、第3号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」 を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

お手元の第3号議案の資料をご覧ください。15ページと右下に記載しております。参考資料がございますので、説明の時に併せてご覧ください。16ページに県から諮問文が参っておりますので読み上げます。

(諮問文朗読)

17ページから関連する資料を添付しておりますので県の担当者から説明をお願いします。

漁業振興課

資源管理方針の変更箇所を説明。

- 〇特定水産資源(TAC魚種「かたくちいわし対馬暖流系群」「うるめいわし対馬暖流系群」の別表1への追加。
- 〇「まいわし対馬暖流系群」の本県への管理数量配分が数量明示に移 行することに伴う別紙の記載内容の変更。
- 〇 資源管理協定に対応するための別紙3への魚種の追加(へだい、ちだい)
- 〇適切な表記への統一、修正

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。 ご質問等ございませんか。

全委員

(意見等無し)

会 長

ご意見もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、回答してよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、回答することに決定しました。

続きまして、第4号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、お手元の84ページからが第4号議案となります。県から諮問 文が参っておりますので読み上げます。

(諮問文朗読)

86ページから関連する資料を添付しておりますので県の担当者から説明をお願いします。

漁業振興課

農林水産大臣名通知により、令和6管理年度における都道府県別知事管理漁獲可能量の当初配分がなされたことから、長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定(案)の次の魚種について説明。

・まあじ、まいわし対馬暖流系群、さんま、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います

岡部委員

令和6管理年度のマイワシの配分数量16,000トン、令和5年の漁獲情報ではすでに22,700トン。これが9カ月間で22,000トン、残りの3カ月については少しイワシ漁の漁期からはずれるのでそう大きな伸びはないかと予想してますけど、すでに22,000トン。その中で令和6年管理年度16,000トンの当初枠しか配分されていないということに対しての県としての考えを教えてください。

漁業振興課

岡部委員が仰られたとおり、令和5管理年度9月末時点で22,761トン、目安数量は9,520トンに対してかなり漁獲が積みあがっている状況でございました。令和6管理年度についても今年を上回る資源の来遊というものが研究機関からも予測されておりまして、県としても来年当初配分される数量が16,400トンではとても足りないと見込んでおります。漁獲量が積み上がった場合にはTACを超えて採捕停止等の措置にならないようにマイワシも対馬暖流系群、長崎県が属している系群で漁獲している島根県であったり、石川県であったり大中型巻き網といった関係県だとか、関係者との協議で国の留保枠から追加配分を受けられる仕組みがございますので、県としてはそういった枠組みの中で、交渉で追加配分を適宜確保して漁獲の積み上がりに対応していきたいと思っております。また国も資源の上振れ、サバなどの浮き魚資源などに対する柔軟な運用についても検討を進めているところです。国の会議等でそういったことをこれからも要望していきたいと思っております。

岡部委員

当初配分の16,000トンではまき網業界としては到底納得しがたいところだと思いますので是非そこは力を入れて取り組んでもらいたいと思います。

会 長

他にございませんか。

全委員

(意見等なし)

会 長

他にご意見もないようですので、第4号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、回答してよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第4号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、回答することに決定しました。

続きまして、第5号議案「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、お手元の資料94ページからが第5号議案となります。県から

諮問文が参っておりますので読み上げます。

(諮問文朗読)

96ページから関連する資料を添付しておりますので県の担当者から説明をお願いします。

漁港漁場

長崎県南部海区における県営魚礁の設置計画について説明。

設置箇所:長崎半島南西

会 長

課

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。意見等ありませんか。

全委員

(意見等なし)

会 長

他にご意見もないようですので、第5号議案「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」については、漁業調整上支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第5号議案「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」については、漁業調整上支障ない旨、回答することに決定しました。

次に、その他の件に移ります。

その他

- (1)令和5管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量の追加配分について
- (2)令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の追加配分について

は関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

98ページから103ページまでがその他(1)、104ページから109ページまでがその他(2)の資料となっております。担当者から説明をいたします。

*漁*業振興 課

「まあじ」と「まさば及びごまさば」の本県漁獲可能量の追加配分について資料により説明

会 長

ただ今の説明に対して、ご質問等はございませんか。

全委員

(意 見 等 なし)

会 長

ほかにありませんか。

無いようでしたら、次に、その他(3)「長崎県南部海区漁業調整委員会と 天草不知火海区漁業調整委員会との協定に基づく協議会」のR6年日程に ついて」事務局から説明をお願いします。

事務局

資料の111ページをお願いします。

熊本県の天草不知火海区漁業調整委員会との定期協議については、例年1~2月の月夜間の時期に開催しております。昨年コロナ感染症が落ち着いたことから、112ページからにありますように本県に先方を招き、対面で開催したところです。今年については会長、本西委員、小林委員、関係漁業者として暁星水産(旬から1名、(旬音丸水産から1名ご参加いただき、当方が出向くことになります。

現在1月下旬の29日、30日の月夜間を第一候補として、熊本県側から打診があっており、同行していただく、暁星水産、音丸水産双方とも指定の日で支障ないとのお返事をいただいております。後ほどで結構ですので、関係委員の皆様は事務局にご都合をお聞かせ願います。

事務局からは以上でございます。

会 長

本西委員と小林委員は後ほどご都合を事務局にお伝え願います。何かこの件に関してご質問等はありませんか。

全会員

(特になし)

会 長

無いようですので、その他に委員の皆さんから何かございませんか。

岡村委員

各議案の説明の時に、事務局側の説明は聞こえますが、担当者からの説明がマイクの関係もあるのかとは思いますが聞き取りにくいので何か検討してもらえないでしょうか。例えば、委員側の席に説明者が来てマイクなしで説明するとかどうでしょうか。可能であれば検討してもらえないでしょうか。

会 長

要は聞きにくいということだから、スピーカーを使わずに生の声が聞きやすいということですね。

岡村委員

それは、先ほど担当者が説明中に思ったが、一生懸命説明しているのに 当人の前では言いにくかったです。

事務局長

岡村委員からご指摘がありました点につきましては、資料の作りも含めわかりやすい説明になるように努力をして参りたいと思います。

岡村委員

いやいや、誤解のないように。マイクが悪いのかわかりませんが、担当者の説明が聞こえなかったということです。

事務局長

その点も改善して参ります。申し訳ございません。

会 長

他に何かございませんか。

吉本委員 その他の(3)に長崎南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業 調 整 委 員 会との 定 期 協 議 が 行 わ れ たということです が、先 月 末に 古 原 事 務 局長も含め漁業振興課とガザミの資源管理の協議会に行ってきたところ。 実は有明4県の調整会議というものがあるのですが、前にも言ったかもしれ ませんが、これが開催されていない。色んな課題がある中、がざみだけでは なく色んなトラブルがあったり色んな規則を定めるにあたって、組織はあるの に協議会は開かれていない状態が20数年続いている現状がある。長崎県 の南部海区調整委員会の方からもそういった働きかけをしていただくという のは可能なのでしょうか。質問です。

事務局長いかがですか。

事務局長

ただいま吉本委員から質問がありました件についてですが、元々、4県が 関係する有明海の調整委員会がございましてそれが数十年前に無くなり、 調整協議会という形で残っております。その委員に吉本委員を選出しており ます。調整協議会の要綱等を確認しますが、調整問題が起こった時はこの 調整協議会で話をすることになると思います。

事務局の方が、九州漁業調整事務所になりますので先ずそちらの方に吉 本委員のご意見を伝え相談させていただきたいと思います。

吉本委員

時代の流れで色んな漁法であったりとか漁業環境が変わっているので協 議をしなければなかなかやりにくい漁業も出てきていると思います。会長の 手を煩わせることになるかもしれませんけども是非働きかけをしていただけ ればと思います。

事務局長

了解しました。

漁業振興 課

前回の委員会におきまして、岡部委員から漁業権に関して総会の決議の 関係、松尾委員から大村湾のすなめりの資源に関して質問がありました。こ の2点について回答させていただきたいと思います。

先ず一点目の岡部委員からのご質問ですけども、漁業権の一斉切り替え に際して各漁協の総会で漁業権取得にかかる議案が諮られているが、中に は出席した正組合全員の賛成となっていない漁業権が数件ある。許認可庁 としては少数の意見、賛成とはならなかった意見についても気を掛けて欲し い、どうしてそういうことになったのか次回の委員会で報告して欲しいという 内容だったと思います。詳細を調べたところ全員賛成となっていない漁業権 は合計42件ありました。漁協ごとに分けますと3組合に集約されます。先ず 一つ目の漁協では、共同漁業権が3、区画漁業権が36件について6名の 方が意思表示をされておりません。これについて漁協にお尋ねしましたとこ ろ、いずれもご高齢で漁業権に関わらず他の議案についても意思表示をさ れないような感じで是非意思表示をしてくださいと言っても「疲れる」とか 「 自 分 が 意 思 決 定しなくても 議 決 はされ るでしょう」ということで 意 思 表 示 を されないという例がありました。二つ目の漁協では、区画漁業権の2つにつ いて全員賛成となっておりませんでしたが、漁協に確認したところ意思表示 しなかった組合員はただ単に意思表示をしなかった、区画漁業権に対して 不満があるとかそういうことではないということでございました。三つ目の漁

課

漁業振興 協ですが、一つの区画漁業権が全員賛成となっておりませんでした。この漁 場では壊れかけた生け簀が放置されていたり過去に事例があったというとこ ろで総会の中でもこの漁業権の行使者が適正に漁場に利用していないと意 見が出されたという経緯があります。それに対して漁協の説明としては「既に 壊れかけたものは撤去して魚を飼っている」ということで説明がなされており ます。委員のご指摘もありましたし、それだけではなく県といたしましても漁 業権に限らず漁場利用の実態など注視して問題がある場合は適切有効に 利用されるよう指導していきたいと思っております。よろしくお願いします。

> 引き続き二点目、大村湾のすなめりの資源について説明してよろしいでし ょうか。前 回 の 委 員 会 で 松 尾 委 員 から 最 近 す な めりをよく見 か けるということ で増えているのではないか、資源はどうなっているのかというご質問がありま した。文献調査したところ今年の5月に水産資源研究所から発表があってお りますが、それによりますと大村湾系群は168頭、2012年の数字です。 それ以降調査が行われていないということです。大村湾とか有明海とか橘 湾ではほぼ20年の間隔をおいて再調査されているけれども生息密度の違 いは見いだせていないという報告になっています。10年以上前の数値なの で近頃どうなんだろうということで長崎大学の天野教授に伺いました。「20 12年以降は全体の調査はしていないのでデータがない。 長崎大学において も漂 着 個 体 の 回 収とか 陸 上 の 目 視 調 査 を 継 続して 行 なっているが データに 経時的な変化は見られない」ということで正確な数値は直近のはないが資 源の変動はないと考えているとのことでございます。

会 長

よろしいでしょうか。

他に何もないようですので、これを持ちまして第297回長崎県南部海区漁 業調整委員会を閉会します。

ありがとうございました。

<閉会:15:30>